

改正	昭和31年5月28日	昭和36年5月30日
	昭和38年5月31日	昭和39年5月28日
	昭和43年5月29日	昭和62年5月27日
	平成10年4月1日	平成11年4月1日
	平成12年4月1日	平成13年4月1日
	平成18年4月1日	平成21年4月1日
	平成30年4月1日	令和元年5月18日

第1章 総則

第1条 本会は学習院父母会と称する。

第2条 本会は事務所を東京都豊島区目白1丁目学習院内に置く。

第3条 本会は会員相互の親睦を図り学習院教育の進展に協力することを目的とする。

第4条 本会は前条に掲げた目的を達するために必要な事業を行う。

第5条 本会は前条の事業運営のために事務局を置く。

第2章 会員及び経費

第6条 本会の会員は次の2種に分ける。

- 一 通常会員 園児、児童、生徒、学生の父母又は保証人
- 二 特別会員 本会の会長、名誉会長、副会長、幹事長経験者で常任幹事会の推薦に基づき総会で承認された者

第7条 本会の経費は会費、寄付金、財産から生じる収入及びその他の収入をもってこれに充てる。

第8条 本会の会計年度は学年度による。

第3章 役員及び職員

第9条 本会に次の役員を置く。

- 一 会長 1名
 - 二 副会長 若干名
 - 三 幹事長 1名
 - 四 幹事 幼稚園各学級2名、初等科、女子中等科、中等科、女子高等科、高等科各学級3名以内、女子大学各学年6名以内、大学各学年12名以内、及び会長指名の幹事若干名
 - 五 常任幹事 幼稚園2名、初等科6名、女子中等科、中等科、女子高等科、高等科各科3名、女子大学12名以内、大学16名以内
 - 六 主務幹事 幼稚園、初等科、女子中等科、中等科、女子高等科、高等科、女子大学、大学各1名
 - 七 監査幹事 4名以内
- 2 前項のほか会長が特に必要と判断した場合は、本会に次の役員を置くことができる。
- 一 名誉会長 1名
 - 二 副幹事長 1名

第10条 役員は次の方法で選出する。

- 一 会長は主務幹事会の推薦に基づき常任幹事会において通常会員中から選出する。
- 二 名誉会長は会長職にあった者で、会長の推薦に基づき総会において通常会員中から選出する。
- 三 副会長、幹事長及び副幹事長は会長の推薦に基づき総会において通常会員中から選出する。
- 四 幹事は新学年開始のとき幼稚園、各科、女子大学及び大学において通常会員中から選出する。
ただし、幹事は幼稚園、各科、女子大学及び大学で重複して務めることはできない。
- 五 常任幹事及び主務幹事は前号のそれぞれの幹事会で互選する。
- 六 会長指名の幹事は総会において承認を得るものとする。
- 七 監査幹事は総会において通常会員中から選出する。

第11条 役員任期は満1年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の役員任期は前任者の残任期間とする。